

産業建設委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 26 年 2 月 10 日
開 会 時 刻	午前 10 時 42 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 37 分
出 席 委 員 名	◎宿 典泰 ○上田 修一 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 浜口 和久
	山本 正一
	世古口新吾議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	な し
担 当 書 記	中野 諭
協 議 案 件	放置自転車対策について
	橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について（報告案件）
	伊勢市森林づくり基金条例の制定について（報告案件）
	地方公営企業会計制度の改正について（報告案件）
説 明 者	産業観光部長、農林水産課長
	都市整備部長、都市整備部次長、交通政策課長、維持課長
	上下水道部長、上下水道総務課長
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

宿委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「放置自転車対策について」、報告案件として「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について」、「伊勢市森林づくり基金条例の制定について」、「地方公営企業会計制度の改正について」の説明を当局から順次受け、若干の質疑を行った後、聞きおくこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前10時42分

◎宿 典泰委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、協議会案件として、1番は「放置自転車対策について」、報告案件につきましては、2点目が「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について」、3点目が「伊勢市森林づくり基金条例の制定について」及び通知にはございませんでしたけれども、皆様に今日御配付を申し上げたと思います、「地方公営企業会計制度の改正について」の併せて4件になります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

議員間の自由討議につきましても申し出がございましたら、行いたいと思います。

放置自転車対策について

◎宿 典泰委員長

それでは、1点目の「放置自転車対策について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

都市整備部長。

●高谷都市整備部長

本日は、大変御多忙のところ産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただきまことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありました協議案件といたしまして、「放置自転車対策について」と報告案件として「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について」外2件でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

それでは「放置自転車対策について」御説明いたします。

本日は、平成 25 年 8 月に開催されました産業建設委員協議会において、説明をさせていただきました「宇治山田駅前駐輪場の用地について」、その後の駐輪場の整備についての経過報告と、放置自転車対策として、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例に基づき設置されている伊勢市自転車等駐車対策協議会において、放置禁止区域の案がまとまってまいりましたので、御報告申し上げます、御協議をお願いしようとするものでございます。

それでは、資料 1 の 1 ページの整備計画について御説明いたします。

これは、第 1 駐輪場から第 5 駐輪場について、面積、既存駐輪場台数、平成 25 年 8 月の産業建設委員協議会で説明いたしました計画台数、その後の変更計画台数及び経過等を一覧にしたものでございます。

大喜さんの裏にあります第 1 駐輪場につきましては、市道上に自転車等があふれ、車両・歩行者等の通行に支障をきたしている状況がございます。このため、駐輪場の整備が進み、収容台数の確保ができるめどがつかましたら、閉鎖をしたいと考えております。

第 2 駐輪場につきましては、現状のまま利用するため変更ございません。

第 3 駐輪場は、整備工事が昨年 12 月 27 日に完了し、収容台数 151 台として平成 26 年 1 月から供用を開始しております。

候補地 1 であった土地につきましては、駐輪場用地の公募に対し応募いただいた土地で、昨年 10 月 28 日に買収を行い、現在、第 4 駐輪場として整備工事を行っております。整備後、155 台の自転車が収容可能となります。

候補地 2 であった土地につきましては、市の所有する土地であり、新第 1 駐輪場として、整備工事を行っております。整備後、72 台の自転車が収容可能となります。

現在、臨時駐輪場として利用しています第 5 駐輪場につきましては、原付用の駐輪場として整備をする予定でしたが、自転車用の駐輪場として整備することとし、自転車の収容台数を確保したいと考えております。

以上のように、現行の第 1 駐輪場を閉鎖したとしても、変更前の計画と比べ 1 台減となっております。現在、多い時で 500 台を超える自転車等の駐輪があります。この台数の中には、ほぼ毎日利用する自転車、利用頻度が少ない、例えば、ひと月から数か月に 1 度の利用しかない自転車などが混在しています。

現在、利用頻度の少ない自転車に対しては、法的な対策がなく、個人のモラルに委ねているのが現状です。

ただし、この後、説明をさせていただく自転車等の駐車対策をとることにより、現在よりは少ない台数になる可能性もございますが、今後も、周辺の土地について、お借りすることも含めて、必要台数が確保できるよう、用地の調査をしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

駐輪場の位置につきましては、2 ページの位置図で、3 ページから 5 ページには現状の写真を伊

勢市駅周辺も合わせて添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、6ページをごらんください。

これは、自転車等の放置禁止区域の案でございます。

伊勢市の自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、伊勢市自転車等駐車対策協議会を設置し、第1回を平成25年11月26日、第2回を平成26年1月10日に開催いただきました。

この協議会は、会長に学識経験者として、皇學館大学の教授に御就任いただき、地元自治会、地域の高等学校の校長会、鉄道事業者、自転車販売小売業者、警察、交通安全協会、道路管理者としての県・市それぞれの代表をメンバーとし、構成しております。

第1回目に事務局から放置禁止区域の案をお示しし、それぞれの組織で検討をいただき、一部修正を行い、第2回目でまとめたものが、6ページの紫色で示した箇所でございます。この案の内容で決定してまいりたいと考えております。

放置自転車等の措置についての具体的な内容を定めるため、条例施行規則を制定する必要があるのですが、この内容につきましても、自転車等駐車対策協議会において協議をいただいております。目途として、今年7月の施行を目指したいと考えております。

現在は、条例が施行されておられませんので、放置自転車等の撤去も、自転車として機能がなくなった自転車を廃棄物・ゴミとして処分をしているのみで、適正な処理ができていない状態でございます。

この条例が施行されますと、放置禁止区域にある自転車等は直ちに撤去できるようになるほか、市営の駐輪場内や、放置禁止区域外の道路や公園などの公共の場所に長期間放置されている自転車についても、撤去できることとなりますので、利用頻度の少ない自転車に対しても、処理できるようになり、1ページの駐輪場整備計画で御説明しました必要となる駐輪台数も、減少していくものと考えております。

次に、7ページをごらんください。

これは、放置禁止区域決定に伴う、看板、標識等の設置案でございます。

周知の方法としましては、この駅周辺の看板等のほか、広報いせへの掲載、市内の高等学校、大学でのチラシの配布や啓発、自転車小売店でのチラシの配布等を予定しております。

以上、放置自転車対策について、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく、御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明にあたりまして、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少し聞かせてください。まず先ほど説明がありましたとおり、禁止区域に関しましては、皆様の御意見を聞きながら決められたというふうに伺いました。大事なことだと思っております。看板等の位置に関しましては、看板は、私が見る限りですが、そのエリアに入るところには看板が必要ではないかなというふうに思います。

簡単に言いますと、1つは、昔で言いますと梅花堂の踏み切りと言われておりましたところですが、それが北側のところに一箇所つけるという形で、路面表示であるということですが、南側のほうにも何か必要ではないかとか、そういったことも考えます。そういった形でエリアに入るところというのをしっかりとターゲットにしていけないとわからない方がたくさんみえるんじゃないかなど。しかもこれ、今後施行されていくと、市民の方々が急に、えっお金を取られてしまうんかとか、自転車がなくなってしまったとか、そういう思いがありますので、その対応というのは、どのように考えてみえるのでしょうか。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

委員仰せのとおりだと思っております。実は看板の設置箇所につきましては、できる限り、今委員の仰せのとおりですね、看板ができるだけつけられないかということも含めて現地をいろいろとあたりまして、ただ、看板を設置するためには、下の埋設物であったりとか、土地であったりとか、そういう制限がどうしてもございまして、必要な看板を全て設置できるかというとなかなか難しくございました。

結果として看板を設置できる場所がこのようになりまして、残るところは地面のところへ貼ったりとかという形になろうかと思いますが、看板としては整備できないかもわかりませんが、例えば手作りのですね、どっかのフェンスに貼らせてもらうとかということも含めて、今の委員の御意見につきましては、できる形のものがあれば対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

そういった形で対応のほうはお願いしたいと思います。後はその先ほどちょっともう1点言わせてもらいました、7月施行をめどにということと言われておりました。施行されてすぐに住民の方々が理解されるかどうかという、なかなか難しいところがあるかというふうに思いますので、その辺の周知方法としては、どういうふうにお考えですか。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

まず7月施行でございます。これ実は次回の自転車のほうの協議会で、その運用、施行にあたっての配慮すべき点等について御協議を賜りたいと考えておりますが、例えば施行開始すぐに撤去かという話ではなくて、最初は撤去する人がある意味指導員でございますので、ここへとめると今度からあかんよとか、というようなある意味指導的なものも入れながら、できる限り軟着陸をしてい

きたいと考えておりますが、ただ、ずっとただらだらではなくて、ある程度の期間を区切ってというあたりを次の自転車のほうの協議会で検討いただこうと考えております。

広報等も当然掲載させていただきますし、学校等につきましてもオリエンテーション等で説明をさせていただきたいと考えておりますし、できる限りのことはさせていただきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

よろしいですか。

はい、山本委員。

○山本正一委員

単純な質問をして申し訳ないのですが、これ第5駐車場まであるわけですが、結局これ方面別に自転車でやってくると思うんさな。いわゆる第5駐車場やったら神久から、いわゆる勢田川右岸からやってくる人がこの辺へおくと。ところがここがいっぱいやという時に、人間だれでも近くへ置きたいので、そこへ放っておいて行くと。いっぱいのところへ放っておいていくと。そうすると第4駐輪場なんかは空いておるんやと、第4駐輪場へ行って欲しいんやけれども、第4駐輪場が空いておって、第5駐輪場がいっぱいやとか、第1駐輪場がいっぱいやと、こういうような形になった時にはどうのように考えておるのかな。

◎宿 典泰委員長

交通政策課長。

●岡交通政策課長

実は私ども一番心配しておるのはそこでございます、（「説明せなあかんわな、そこを心配しておるんやったら」と呼ぶ者あり）それで、ただ、何を心配しておるかと申しますと、ちゃんととめておる人の自転車を放り出されて、放り出された自転車はちゃんととめてある自転車やったというあたりをどのように運用していくかというあたりの撤去するパターンの取り扱いをどうするかというあたりを今検討させていただいておるのですが、とめる時間帯もいろいろございます。最初のうちは、例えばある程度見ておらないかんのかなとかですね、そういうこともありまして、ちょっとその辺はまだ検討をしておる最中でございますので。それで後は、特に学校等、今委員のおっしゃっていただいた方向のほうは、皇學館大学とか、各高校さんの方向でございます。ですのでそちらのほうの学校でのオリエンテーションを含めた周知というのも学校のほうと協調しながらさせてもらわないかんのかなというふうに考えております。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

今の説明によりますと、まあ、それも考えてやっておるんやというんやけれども、これ7月に施行していくんで、今具体的に、こういうような検討もしておるんやという具体案はないのかな。具

体案は何にも考えてないのかな。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

今先ほどもお話させていただいたように、具体的な、その、今先ほど申した程度しか考えていないのですが、自転車の協議会の中で、警察さんもおりますし、いろんな専門家もおりますので、その辺の具体的な知恵も出してもらおうかなというふうに思っておりますが、（「いや、市役所のあなたらの」「山本委員ちょっと待ってね、答弁中」と呼ぶ者あり）はい、実際の具体的な部分としては、それが頻繁するようであれば、場合によっては、例えば監視カメラ的なものがあるのかもわかりませんが、ただ、いずれにしても、その現場を見ないことには実際の対応はできないと思いますので、当初の段階では啓発という意味合いも含めまして、必要な時間帯に人を立てることも考えなくてはいけないかなというふうに考えております。

◎宿 典泰委員長
山本委員。

○山本正一委員

今、あの、警察と、他人依存ではなしに、役所としての考え方をやっぱりちゃんと示さんと、いろんな、まただらだらになっていって、せっかくなつくって、金もかけて、土地も買収したところもあるんやし、そんなようなことになっていくと、何やん、そぞろ一緒やないかという話になるわな。そやで警察や有識者や云々やなしに、役所としてどういうように考えておるんやという自主的な対応を考えて、それに枝葉をつけていかんと、なかなかこれも難しい話になってくると違うんかなと思いますよ。今のところは全くないということやな、自主的な考え方は。

◎宿 典泰委員長
部長。

●高谷都市整備部長

山本委員のおっしゃるとおりで、例えば第5駐輪場がいっぱい、第4が空いておるというようなことも十分考えられますので、また協議会にお諮りしないといけませんけれども、例えば駐車場の中にこういうような駐輪場があるというような看板等を設置し、もしここがなかったら次にここがあるんやというようなことがわかるような対応もしていかないかんとということを考えておりますので、それらにつきまして、また検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎宿 典泰委員長
よろしいか、他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について

◎宿 典泰委員長

続いて報告案件に入りますけれども「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について」を御報告願いたいと思います。

維持課長。

●松井維持課長

それでは「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画につきまして」御報告申し上げます。

まず資料2の1ページをごらんください。

伊勢市道に架かる橋梁は、平成24年度現在で448橋あり、そのうち橋長15メートル以上の橋梁は75橋ございます。

また、75橋のうち、平成24年度現在、建設後50年を経過する橋梁は全体の8%の6橋を占めており、20年後には32%の24橋に増加することになります。

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、合理的かつ効果的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となります。そこで、従来の破損してから修繕を行う事後保全型から、計画的かつ予防的な修繕を行う予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性の確保とともに、維持管理コストの縮減を図るために、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

図1では75橋の5年ごとの建設年度別の橋梁数を示しております。伊勢市におきましては、1981年から1985年の5年間に建設された橋梁が18橋と最も数が多くなっています。図2では、75橋の建設後50年以上経過した橋梁数の推移を示しております。

次に2ページをごらんください。

今回の対象橋梁につきましては、国の方針に従い、橋梁規模が比較的大きく、補修やかけかえにかかる費用も多く、工事期間も長くなる事もあり、道路サービスの低下に対する影響も大きいと考えられることから、橋長15メートル以上の75橋を長寿命化修繕計画の対象といたしました。

中ほどの図3には対象の75橋の建設年度別の橋梁分布を、図4には橋梁の種別を、図5には橋長別を、図6には架設年別を対象となる75橋について、それぞれ示しております。

次に3ページをごらんください。

健全度の把握の基本的な方針として、定期点検や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度の把握を行っていきます。

日常的な維持管理に関する基本的な方針として、パトロール車により走行面の変状、高欄・防護柵の段差や折れ曲がり、伸縮装置の段差などの点検を行います。

次に、対象橋梁の長寿命化及び修繕・かけかえに係る費用の縮減に関する基本的な方針として、計画的かつ予防的な修繕対策へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕

及びかけかえに要するコストの縮減を図ります。

次に4ページをごらんください。

三重県橋梁点検要領(案)に準じ、おおむね5年に1回定期点検を実施することとします。表1につきましては、今後10年間の点検及び修繕事業計画を示しており、また、括弧については5年ごとに点検する橋梁数を示しております。

次に5ページをごらんください。

長寿命化修繕計画による効果について御説明申し上げます。図8に示すとおり、今後50年間の75橋の事業費を比較した場合、従来の破損してから修繕を行う事後保全型が約104億円になります。それに対し、長寿命化修繕計画による計画的かつ予防的な修繕を行う予防保全型では約32億円となり、差し引き約72億円の経費縮減効果となります。

また、損傷に起因する通行制限等が減少し、道路の安全性・信頼性が確保されます。

次に、6ページをごらんください。

トンネル長寿命化修繕計画について御説明申し上げます。伊勢市が管理しておりますトンネルは、浦口3丁目地内の天神丘トンネルと、辻久留2丁目地内の秋葉山トンネルの2カ所ございます。これらのトンネルは伊勢電気鉄道の開業に伴い昭和5年に建設されたトンネルで、竣工後83年が経過しています。これまで、日常のパトロールや、補修等を行い現在に至っております。

トンネルにつきましても、橋梁同様、事後保全型から、予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性の確保とともに、維持管理コストの縮減を図るためにトンネル長寿命化修繕計画を策定いたしました。

次に、12ページをごらんください。

トンネル長寿命化修繕計画による効果でございます。今後50年間の事業費を比較すると、表、左側に示すとおり従来の事後保全型が約1億6,160万円に対し、表、右側に示した長寿命化修繕計画による予防保全型では、約1億3,540万円となり、差し引き約2,620万円の経費縮減となります。

このように、長寿命化修繕計画を策定することにより、橋梁・トンネルの、損傷が小規模な間に修繕を行うことで長寿命化が図れ、従来の破損してから修繕を行う事後保全型で管理を行った場合に比べコスト縮減について期待出来ると考えております。

以上、橋梁・トンネル長寿命化修繕計画について、御報告申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告でありますけれども、何かこの際に御質問はございませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

長寿命化の関係ですのでちょっとお聞きしたいと思っております。まず、橋梁関係であります、橋梁関係で、目視等ありますけれども、最近では技術職の方の人が少ないということもありまして、検査等も技術面がなかなか厳しいということがありますが、その辺は当局でされるのか、外部へ出してされるのか、その辺はちょっとどんなふうと考えてみえるのでしょうか。

◎宿 典泰委員長
維持課長。

●松井維持課長

ただいま報告させていただきました15メートル以上の橋梁につきましては、外部委託を考えております。15メートル以内の橋につきましても、当面は市の職員による点検及び日常パトロールでございますけれども、順次国の支援も始まると聞いておりますので外部委託に切り替えていきたいというふうに考えております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

なぜこういうことを聞いたかという、外部委託ですと外部のほうで一括請負という形になるのかどうか分かりませんが、要するに迅速性とか、市民からのここのどうなのですかということに対してすぐに答えられる状況にあるのかとか、調査がちょっと遅かったことによって事故があっけませんが、ないと思いますけれども、その辺の迅速性に欠けるかどうかというのがちょっと感じるのですが、その辺のところはどのような考えをもって外部へ委託しようと考えているのでしょうか。

◎宿 典泰委員長
維持課長。

●松井維持課長

5年ごとの定期点検につきましては外部委託をさせていただきますが、日常のパトロールに関しては市の職員によって、先ほど申しましたように点検を行っていきたく思いますので、何かあり次第即座に修繕して第三者被害が起こらないように安全性を確保しながらパトロールしていきたくというふうに考えております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

橋梁のほうはそういう形でしたらわかりました。トンネルの関係も当然、市の管轄が2つのトンネルだというふうにお聞きさせていただきました。トンネルのほうも、トンネル自体の安全性も必要ですが、交通の、自動車だけではありませんし、自転車であり、歩行者であるということもありますので、その辺の考え方も含めてですね、以前、照明がちょっと暗いとかというようなことがありました。それであそこのトンネルをみますと車道と歩道の境目がちょっと暗い時わかりにくいときがありますが、その辺の分離的なことも含めて、トンネルの外だけではなくて、中も含めて考え

ていかなければいけないのかなというふうに思うのですが、その辺のところは今回のこれには入っていないということでしょうか。

◎宿 典泰委員長

日常の維持管理のことはちょっと別やでね、ちゃんと答えてください。
維持課長。

●松井維持課長

今回の長寿命化計画につきましても、実施上というか、安全性を考えた計画でございますので、断片的な道路の整備に関するような計画はこの中には入ってございません。

◎宿 典泰委員長

部長。

●高谷都市整備部長

トンネル・橋梁につきまして、その修繕計画につきましては、国でも財政面、技術面の支援ということで今考えられておりますので、それらができてまいりましたら、またそれに従ってやっていきたいと考えております。

それと今、辻委員がおっしゃった歩道とか、道路機能の面につきましては、日常の点検で修繕するところがありましたら、当然していかなければいかんと思いますので、その辺は通常の点検で対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎宿 典泰委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

以上で終わります。

伊勢市森林づくり基金条例の制定について

◎宿 典泰委員長

次に移ります。

次に「伊勢市森林づくり基金条例の制定について」の御報告をお願いいたします。

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

伊勢市森林づくり基金条例について、農林水産課から説明のほうをさせていただきます。

資料3-1をごらんいただきますようお願いいたします。

伊勢市森林づくり基金につきまして、平成26年4月1日より、みえ森と緑の県民税が三重県で導入され、同時にその県民税を基に人口や森林面積に応じて市町に交付金が支払われることとなります。

交付金は、2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を進める事業を目的に同県民税の期間と同じく5年間交付されます。

交付される金額は毎年の上限が決められてきますが、基金を設置すれば毎年配分される交付金を計画的に積み立てたり、その年度で使い切れなかった交付金を積み立て、その後大きな事業に複数年分をまとめて使用することができることとなっております。このことから今回そのための基金を設置しようとするものです。

1枚めくっていただき、カラー刷りの資料をごらんいただきたいと思います。

資料の3-2でございます。こちらは、三重県が作成した同県民税のパンフレットでございますが、土砂災害や洪水を防止するなど災害に強い森林をつくることや、過疎化した荒廃集落周辺の森林整備等を目的として課税される旨が記されています。

県が今回の税を創設したそもそもの目的が「災害に強い森林づくり」でございます。そして、計画的に進めていくには多額の費用と、計画的・持続的な取り組みが欠かせないということで一定の財源を安定的に確保する必要からつくられたということでございます。

課税にあたっては、県民税均等割に上乗せした形で個人については1千円、法人については資本金の額により2千円から8万円の幅で課税することとなっております、県からの説明では5年間で課税総額約50.5億円と聞いております。

来年度から課税されたお金はどの様に使われるかと申しますと、裏のページを見ていただきまして、QアンドAが書かれております。QアンドAのQの4番目が、県から示されております使い道となります。大きく5つの対策がございまして、1つは「土砂や流木を出さない森林づくり」、2つ目は「暮らしに身近な森林づくり」、3つ目は「森を育む人づくり」、4つ目は「木の薫る空間づくり」、5つ目は「地域の身近な水や緑の環境づくり」でございます。

すいません、続いて次の資料3-3をごらんいただきたいと思います。こちらは県の説明会で配布された資料ですが、先ほどの5つの対策について少し詳しく事業の例示が記載されておりますので添付させていただきました。

まず、1つ目の「土砂や流木を出さない森林づくり」につきましては、崩壊土砂流出危険地区での土砂止めや洪水抑制としての広葉樹林化、治山ダムでの堆積土砂の撤去などが事業の内容となります。この部分につきましては、県が重点的に事業を行っていくということで聞いております。

2つ目の「暮らしに身近な森林づくり」につきましては、荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備、水源林等の公有林化、防災・減災による海岸林の整備などで、こちらは、市町が主体となって事業を行っていくものとされています。

3つ目の「森を育む人づくり」につきましては、小中学校等における森林環境教育の実施、県産材を活用した机・椅子の小中学校等への配布、森林と触れ合う機会の創出、森林ボランティアの活動支援などで、以上のような森を育む事業を市町が主体となって行っていくものとされています。

4つ目の「木の薫る空間づくり」につきましては、県産材を活用した木造仮設住宅の備蓄、県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化、公共施設等への木質ペレットボイラー等への導入促進などで、木の薫る空間づくり、そういった事業として市町が主体となって事業を行っていくものと

されています。

最後の5つ目の「地域の身近な水や緑の環境づくり」につきましては、住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援、公園や校庭等の芝生化や植栽の緑化、漁民等による森づくり活動の支援、森林の総合利用のための整備など、地域の身近な水や緑の環境づくり事業として市町が主体となって事業を行っていくものとされています。

伊勢市の交付金の活用でございますけれども、先ほどの5つの対策、つまり条件に合うよう集落周辺の森林整備であるとか、東屋・ベンチの木製化などの公園の環境整備、遊歩道整備・間伐などの森林公園内の整備、防風・防砂海岸林の整備、予定されている学校統合により新築される小学校・中学校への備品の木質化、校庭内の植栽・芝生化等に活用していきたいと考えております。

最初のページに戻っていただきますようお願いします。

「2 予定されている交付金額」でございますが、5年間で約9千万円でございます。内訳としましては、平成26年度が920万5千円、こちらにつきましては県のほうから確定額として示されております。27年度以降につきましては予定として示されている金額でございますけれども、27年度は1,400万円、28年度が1,430万円、29年度が2,570万円、最終年度の30年度が2,570万円となっております。

現在のところ5年間の期間ということでございますけれども、県に問い合わせたところ5年後に継続をするかの見直しを行いたいということでございます。

つづきまして「3 基金条例の概要」でございますが、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出で定める額とさせていただきます。

また、市長は、設置の目的のため、必要と認める時は、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができることとさせていただきます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

なお、最後のページをごらんいただきたいと思うのですが、今回の交付金の使い方についての条件となる3原則というのが記載されてございます。1つは「既存事業の財源に巻き替えることなく、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取り組みであること」、これはですね、新規事業、全くの伊勢市の新規事業もしくは既存事業の拡充、今までの事業にプラスして行う場合に利用できるということです。また、これにつきましては補助事業と組み合わせることができないということになっております。一般的に市のお金が仮に100万円というお金がございましたら、国の補助を引っ張ってきたり、県の補助を引っ張ってきたりして、2倍、3倍、4倍という事業が行われるわけでございますけれども、こちらにつきましては、市の単独事業のみでしか使えない、補助事業と組み合わせることができないということになっております。

2つ目でございますけれども、「制度案に示す2つの基本方針と5つの対策に沿った内容であること」。資料3-3の表ページの部分でございます。こちらの2つの基本方針と5つの対策にそった内容でないと使えないということでございます。

それから、3つ目は「産業振興を目的としたものでないこと」で、林業の生産活動につながる林業振興、産業振興を一義的、根本的にですね、目的とした施策への支出はできないことになっていきます。

こういった制約がある中で、補助を受けられる事業は補助を受けて事業化していくのが当然でございますけれども、補助事業の条件等もございますので、事業を考えていく場合、今回の交付金で対応していくのか、既存の補助事業で行っていくのかを照らし合わせながら、進めてまいりたいと

考えております。

確定を含め、今回示されている、予定されている交付金額は、その年度ごとの上限でございます。たとえ事業申請が上限を超えておりましても、実際に支出したお金が上限内であれば、実際の支出金額しか交付されません。

今回報告させていただきます基金は、上限内で使い切れなかった交付金を繰り越すことができるほか、計画的な積み立てもできます。このことから、交付された金額を余すことなく活用できるようになっていますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、伊勢市森林づくり基金条例についての報告とさせていただきます。

◎宿 典泰委員長

ただいまの報告、条例案も出ていませんので、非常に、あの、難しいと思うのですけれども、委員会の皆さんから、たぶんですね、今の細かい説明もあるのであれば、条例案もきちっと出してもらって、たたき台としてですね、委員会に報告をしていただくと今の説明は生きてくるのかなと思うのですけれども、この説明とですな、今の条例案の、ついてということについては、ちょっと皆さん首をかしげてみえると思うんで、また早くですね、委員会のほうに、協議会を開けるように提出をしてください。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

この程度でよろしいでしょうか。

地方公営企業会計制度の改正について

◎宿 典泰委員長

それでは、次に「地方公営企業会計制度の改正について」を議題といたします。このことについて報告をお願いします。

上下水道総務課長。

●中川上下水道総務課長

それでは、地方公営企業会計制度の改正につきまして、御説明を申し上げます。

本日は、制度改正についての説明をさせていただくにつきまして、お時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。また、資料の配付が当日になりましたことにつきましては、おわびを申し上げます。

それでは資料4-1をごらんください。

まず、1の(1)改正の背景でございます。

地方公営企業会計制度が、昭和41年以来、大幅に改正され、このうち、会計基準の見直しが平

成 26 年度の予算・決算から適用されることになりました。

これまで地方公営企業会計については、独自の仕組みがとられてきましたが、民間の企業では経済のグローバル化の中で国際基準を踏まえて会計基準の見直しが行われてきており、その結果、地方公営企業会計と民間の企業会計との制度の違いが大きくなり、この点が問題とされてきたところでございます。

こうしたことから、地域主権改革の流れもありまして、この中で地方公営企業の経営の自由度を高めるとともに、経営状況の透明性を高めて、より適切に実態が把握できるようにする、そういうことと会計基準を現在の民間企業や新しく設立されております地方独立行政法人の会計基準に近づけるという趣旨から、民間企業の会計基準の考え方が取り入れられることになりました。

次の（２）会計基準の見直しの主な内容でございますが、「借入資本金の負債計上」、「みなし償却制度の廃止」など、記載させていただいた 11 項目ほどの改正点がございます。ただ、この中には、水道事業・下水道事業には該当しないものもございます。

見直しのあった項目のうち、財務諸表上、特に大きく変わる項目につきまして、その内容と、水道・下水道事業会計の対応につきまして御説明いたします。

次の「２ 水道・下水道事業会計の対応」をごらんください。

まず、（１）の「借入資本金の負債計上」でございますが、これまで貸借対照表上で「資本」に分類しておりました「企業債」を今後は「負債」のほうで計上することになります。

恐れ入ります。別紙の A 3 の資料 4－2 を併せてごらんいただきたいと思っております。

この別紙は、貸借対照表の新旧の比較でございます。左側がこれまでの旧会計基準で作成したもの。右側が新会計基準で作成したものとなっております。なお、これは、平成 26 年度の下水道事業の予定貸借対照表となっておりますが、適用初年度の経過措置といえますか、旧から新への移行処理も含めまして新旧でどのように変わるのか見ていただくために、現時点で試算したものでございますので、あくまでも試算ということによりよくお願いいたしたいと存じます。

それでは、別紙資料 4－2 の 2 枚目のほうでございます。①の矢印の箇所をごらんいただきたいと存じます。黄色で着色をさせていただいております。

左側の旧では、「資本」の項目にあります「企業債」が、右側の新会計基準では「負債」の項目のほうへ移行します。1 年以内に償還するものが「流動負債」に、それ以外が「固定負債」ということで分類をされます。

恐れ入ります。資料 4－1 の 1 ページにお戻りください。

次に、「（２）補助金等により取得した固定資産の償却制度等（みなし償却制度の廃止）」でございます。

補助金や一般会計負担金などを財源に充てて取得した固定資産につきまして、その取得に要した価額から、その補助金等の金額を控除した金額、これを帳簿原価とみなして、各年度の減価償却費を算出することができる、いわゆる、みなし償却制度というふうには呼ばれておりましたが、このみなし償却制度が廃止されます。

なお、みなし償却制度というのは、任意適用でございまして、自治体により、また、自治体内部

でも、会計により、適用するものとしなないものがありました。

今後は、取得した固定資産の全額について減価償却するとともに、取得のために交付される補助金や一般会計負担金などは、「長期前受金」として「負債」に計上したうえで、減価償却・見合い分を順次、収益化していくことになります。

恐れ入ります、3ページをごらんください。

みなし償却制度の新旧、従来の「みなし償却制度」と今後の廃止後の償却方法につきまして、図で比較をさせていただいております。左側のみなし償却制度では、「資産」のうち国庫補助金に対応する部分が、減価償却の対象とはならず、年度を経ても、そのまま残っていきます。一方右側の廃止後は、全額が減価償却の対象となります。そして、左では「資本剰余金」であったものが、右では「長期前受金」として「負債」のほうに計上されます。

次に、資料4-1の2ページをお願いいたします。

水道事業は一部を適用、下水道事業は、ほとんどの資産をみなし償却制度を適用して、みなし償却をしているため、みなし償却制度の廃止により、収益的支出、いわゆる減価償却費でございますが、これが増加することになります。また、補助金等の減価償却見合い分の収益化により収益的収入が増加することになります。

恐れ入ります、別紙の資料4-2の2枚目の②の矢印をごらんください。緑色の部分です。

貸借対照表では、どのようになるかでございますが、左側の旧では「資本」の項目にあります「資本剰余金」が、右側の新会計基準では「負債」の項目にある「繰延収益」に移行することになります。

なお、土地等の非償却資産に対応するものは、「資本剰余金」として、これまでどおり「資本」のほうに計上をされます。

恐れ入ります。資料4-1の2ページのほうにお戻りください。

今、申し上げた今後の取り扱いのほか、みなし償却制度の廃止により、これまでに取得した過去の経過分について、新会計制度への移行処理を行うこととなります。まず、これまで「みなし償却」を行ってきた資産については、償却していなかった補助金等に相当する額を「減価償却累計額」に計上します。一方、みなし償却を行っていなかった資産については、みなし償却を適用していた場合の帳簿価格との差額に相当する額、つまり、既に償却された部分に相当する額を「未処分利益剰余金」へ計上することになります。ちょっとややこしいのですが、こういう移行処理ということで処理を行うということになっております。

次に、「(3)の引当金の義務付け」でございます。「退職給付引当金」の計上が義務付けられました。そのほか、「退職給付引当金」以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえて計上することになります。水道事業、下水道事業におきましては、記載のとおり「賞与引当金」や「貸倒引当金」等を計上いたします。

別紙の資料4-2をごらんください。紫色の③で表示させていただいておる項目でございます。これが引当金でございます。貸借対照表上では、このような格好で表示をさせていただくこととなります。

すいません、また申し訳ないですが、資料4-1の2ページのほうへお戻りください。

次に、最後ですが、「3 会計基準見直しによる平成26年度末未処分利益剰余金」の予定額でございます。これら、今申し上げた会計基準の見直しの項目を当てはめまして、先ほど申し上げた移行処理も行ったうえで、新会計基準による平成26年度末の「未処分利益剰余金」を、これも試算をいたしました。この試算の結果、水道事業では約40億8千万円、下水道事業では約12億円となる見込みでございます。

この会計制度の改正につきましては、平成26年度の予算から、総務省から出されております指針どおりに進めてまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の制度改正によります、水道事業と下水道事業の財政収支計画の関係でございますが、みなし償却制度の廃止の関係は、支出としては減価償却費がフル償却ということで、そのぶん増えるということになるのですけれども、併せてその増加分に見合う分ということが、新しく収益化ということで、長期前受金という格好で収益化ということになります。したがって、支出は増えますが、同額分が収入として、これもみると、収入も同額が増加することになりますので、差し引き相殺されるような格好で、損益のほうには影響が出ないという格好になります。

次に、引当金の義務化でございますが、退職給付引当金につきましては、水道事業においては、既に以前から積み立てをしてきておりまして、必要額を平成25年度でもっておおむね計上できる予定でございます。下水道事業のほうにおきましては、昨年度策定をいたしました第4期事業計画に伴う財政収支計画、これで策定をしておりますが、この時点で既に制度のほぼ概要が出ておりましたので、平成26年度の特異損失として一気に計上をしなければ、一括計上をしなければいけない部分については既に織り込み済みということで計画済みであるところでございます。

以上で、地方公営企業会計制度の改正につきまして、御説明を終わらせていただきます。

なお、最初に申し上げましたが、この会計基準の見直しは、平成26年度の予算・決算から適用ということになりますので、平成25年度の予算・決算につきましては、従来の、今までの方式、今までのままの形で決算書を作成するということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

報告に対して何か御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

よろしいですね、はい。

それでは、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分